

2022年度(令和4年度)労働者福祉に関する事業への支援要請(令和4年1月27日)

番号	要請事項	回答	課名
1	<p>「労働者福祉運動の育成・強化」について</p> <p>(1) 労働者福祉の充実について</p> <p>① 弊会は、「安心・共生の福祉社会」の実現をめざし、広く勤労者の福祉向上の活動に取り組んでおります。つきましては、勤労者に対する相談・助言活動、就労支援・職業紹介、講座・セミナー・啓発活動、調査・研究活動等、県下各地域での勤労者福祉活動を充実させるため、総合的な支援を要請します。</p> <p>② 活動領域の拡がりとともに、県各部署との意見交換が必要となっています。引き続き、意見交換の機会をいただき、県下勤労者の自主福祉運動の推進及び発展に寄与する活動にご助言・ご支援をいただきますよう要請します。</p>	<p>① 就業の促進及び就業環境の整備等、勤労者の総合的な福祉向上のため、貴会が果たされている役割は重要と考えております。それぞれの分野で貴会と連携し、予算等を通じて支援していく考えです。</p> <p>② 貴会とは、従来から意見交換等を実施してきているところであり、今後もそのように努める考えです。</p>	雇用政策課
	<p>(2) 「くらしサポートセンター島根」の事業への支援について</p> <p>くらしサポートセンター島根は、労働・生活全般にかかる相談に対して、ワンストップで問題解決を図ることを目的として事業展開しています。とりわけ、新型コロナウイルス感染症拡大による、厳しい社会経済・雇用環境のもとで相談者からの相談内容も複雑化・多様化しており、サービス充実のために、情報収集に加え相談員体制の充実、スキルアップ及び関係先との連携・ネットワーク機能の強化と周知活動が必要です。つきましては、引き続き、実務的な情報提供や連携強化への協力を要請します。</p> <p>※実績 2020年 労働相談669件 生活相談453件 合計1,122件 2021年 労働相談610件 生活相談485件 合計1,095件 (いずれも各年1月～10月までの実績)</p>	<p>「くらしサポートセンター島根」事業については、労働者が抱える様々な問題に総合的に対応される相談窓口であり、有意義な事業であると考えております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相談員を1名増員し、相談体制を強化していただいたところです。</p> <p>今後とも、島根県雇用政策課の労働相談の窓口と、くらしサポートセンター島根の情報交換を行いながら連携を深めていきたいと考えております。</p>	雇用政策課

番号	要　請　事　項	回　答	課　名
	<p>(3) 2022年度の事業費補助金の交付について 上記のように、「くらしサポートセンター島根」の相談・助言活動、勤労者の豊かなセカンドライフのためのライフプランセミナー、機関誌・広報活動、メーデーへの助成等、弊会の公益活動について、引き続き事業費補助金の交付を要請します。</p> <p>要請額 300万円 事業開始予定年月日 2022年4月 1日 事業完了予定年月日 2023年3月31日</p>	<p>「くらしサポートセンター島根」事業をはじめ、貴会が来年度に実施を予定されている事業については、労働者福祉の向上を図るうえで大切な事業だと考えており、来年度当初予算の編成にあたっては、必要な予算を確保するよう努めていきたいと考えております。</p>	雇用政策課
2	<p>中高年齢者及び女性の就労支援事業の継続について 新型コロナウィルス感染症の拡大により落ち込んでいた島根県の有効求人倍率は、2021年3月1.37倍から9月は1.58倍となり、0.21ポイント回復しています。回復の要因は、求職者数の減少も一因と思われますが、一方で、求人者数が増加していることは、人手不足に悩む県内企業の求人・採用マインドの回復を示すものと言えます。</p> <p>コロナ禍の影響等により、心ならずも離職を余儀なくされた県内労働者の迅速な再就職の促進を目的として行う就労支援事業は、重要な役割を發揮しています。</p> <p>つきましては、県内での就労を希望する中高年齢者と女性のための就労支援事業に対して、引き続きご支援並びにご助言をいただきとともに、県内企業並びに経営者団体に対して、中高年齢者及び女性の雇用促進にかかる、求職者の多様なニーズに応える就労環境整備を促す啓発活動に取り組んでいただくよう要請します。</p>	<p>新型コロナウィルス感染症の影響により離職された方を含め、県内で就労を希望する多様な人材が、それぞれの能力や経験を活かして活躍できるよう、1人ひとりの希望に応じた就労を実現していくことが必要です。</p> <p>こうしたことから、現在、貴協議会に委託している、中高年齢者や女性のための就職相談窓口「ミドル・シニア仕事センター」「レディース仕事センター」の果たす役割は非常に大きく、県としては来年度も引き続き実施していくこととしています。</p> <p>引き続き、寄り添い型の就労支援をしっかりとお願いします。</p> <p>また、多様な人材の雇用の場を拡大するためには、企業の理解が不可欠であることから、今後も貴会と連携し、様々な機会を通じて企業等への啓発に努めてまいります。</p>	雇用政策課 女性活躍推進課

番号	要　請　事　項	回　答	課　名
3	<p>地震保険・共済加入促進協議会の設置について</p> <p>近年多発する自然災害によって被災した場合の迅速な生活再建には、公助に加えて保険・共済などによる自助が必要であり、いわゆる「無保険者」を無くす取り組みが求められる。県として、県内における風水害・地震等の自然災害リスクに備え、災害発生後の県民の迅速な生活再建に資するため、各種保険および共済への加入促進など、「自助」による災害への備えについて県民に普及啓発を行うとともに、関係各団体が連携して取り組めるよう協議会組織等の設置について検討すること。</p> <p>なお、協議会組織の運営にあたっては、関係各団体（損保協会、JA共済、県民共済、Coop共済、こくみん共済coop・全労済などを想定）が協力・連携して啓発活動に取り組めるよう、県において事務局を担うこと。</p>	<p>地震保険等への加入促進については、平成29年3月に策定した「第2次島根県建築物耐震改修促進計画」に「建築物の耐震化目標を達成するための基本施策」の一つとして位置付け、県及び市町村の庁舎等に広報ポスターを掲示し、県民に周知を行っています。</p> <p>なお、地震保険等加入促進協議会設置の必要性については、今後、全国の動向を注視の上、引き続き検討を重ねてまいります。</p>	建築住宅課
4	<p>地域における多様な就労創出を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援</p> <p>「協同労働の協同組合」は、就労を通じた社会参加を促進する担い手として、地域における多様な需要に応じた事業創出と就労の実現を通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することが期待されている。県として制度の周知や啓発、法人設立に向けた相談体制の構築等、育成・支援を充実させるとともに、事業化と就労を促進するための政策を推進すること。</p>	<p>労働者協同組合法については、令和4年10月1日に施行されることとなりましたが、厚生労働省から制度周知の取組などについて詳細が示されておらず、今後、県がどのような役割を担うのか明確になっておりません。</p> <p>労働者協同組合は、地域づくり、福祉、子育てなど、様々な分野の課題を解決するために設立されることから、その取り組みも多岐にわたることが想定されます。</p> <p>そのため、県としましては、多様な関係者への周知や、組合設立がスムーズに行われるよう、部局を横断した庁内の会議を設置したところです。</p> <p>今後、制度の詳細が示されたところで、制度の周知など必要な対策を講じてまいります。</p>	雇用政策課

番号	要　請　事　項	回　答	課　名
5	<p>格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化</p> <p>(1) 教育の機会均等～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～</p> <p>① 家計急変やアルバイトの減少等により、県内の若者が高校、大学等への進学を断念したり、退学したりするがないよう、自治体による奨学金制度（給付・貸与）の拡充をはかる。</p> <p>② コロナ禍に伴う奨学金の返済困難者の増加に対応し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるよう周知徹底するとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わないこと。</p>	<p>① 県では、家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりするがないよう、次のような支援を行い周知に努めています。</p> <p>高校生向けには、就学支援金や減免制度を活用して授業料の負担軽減を図る制度と、「奨学のための給付金」により住民税非課税世帯向けに授業料以外の教育費（学用品等の購入など）を支援する制度があり、いずれについても、家計急変等があった場合には、急変後の所得見込みにより要件を満たせば支援対象となります。</p> <p>大学生や専門学校生向けには、各学校が実施する授業料減免に対する補助を行っています。</p> <p>なお、育英会では、貸与型奨学金に家計急変世帯を対象にできるよう緊急枠を設けているほか、個別の相談に応じて日本学生支援機構等が行う奨学金制度の案内を行っています。</p> <p>② 県では、ホームページ等により日本学生支援機構等による奨学金の減額返還や期限猶予制度を含め、学生支援制度についての周知に努めています。</p> <p>また、育英会では、やむを得ない事情により返済が困難な場合には、返還猶予や1回あたりの返済金額の減額を行うなど柔軟な対応を行っています。</p>	<p>総務部総務課 (私学・県立 大学室) 学校企画課</p>

番号	要　請　事　項	回　答	課　名
5 (2)	<p>(2) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備</p> <p>① コロナ禍による困窮や生活困難が深刻さを増す中、生活困窮者自立支援制度が本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備を行うとともに、住民への周知・啓発を徹底すること。</p> <p>② コロナ禍で相談・支援現場が疲弊し「相談崩壊」を招かないよう、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」等を活用し、人員体制の強化をはかる。あわせて、医療従事者等と同様に、生活困窮者自立支援事業の従事者に感謝とエールを送り「慰労金」を支給すること。</p> <p>③ 生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働くよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど待遇の改善をはかるとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。</p>	<p>① 県では、生活困窮者へのきめ細かな支援が行われるよう、生活困窮者自立支援制度の実施主体である市町村に対して、相談支援技術向上に向けた研修実施や、必要な情報の提供を行ながら、適切な支援体制が確保できるよう引き続き支援を行っていきます。</p> <p>また、生活困窮者自立支援制度について、税金など市町村の様々な相談窓口と連携した効果的な周知・啓発により、コロナ禍にあっても、きめ細かな支援に努めていただくよう市町村へ依頼をしています。</p> <p>今後も、市町村等と連携しながら、支援を必要とする方に必要な支援が届くよう、引き続き周知・啓発に取り組んでいきます。</p> <p>② 生活困窮者自立支援制度における相談窓口等の人員体制については、実施主体である市町村により、地域のニーズに応じた必要な体制がとられているものと考えています。</p> <p>県としては、国の交付金等についての情報提供や、制度に係る助言等を通じて市町村の支援に引き続き努めてまいります。</p> <p>また、生活困窮者自立支援事業の従事者を対象とした慰労金の支給については、市町村の意見を聞きながら必要に応じて国に状況を伝えてまいります。</p> <p>③ 生活困窮者自立支援事業を担う支援員等の待遇については、実施主体である市町村において適切に対応されているものと考えています。</p> <p>県としては、市町村の意見を聞きながら必要に応じて国に状況を伝えてまいります。</p> <p>また、生活困窮者に寄り添った支援が円滑に行われるよう、研修実施などスキル向上に向けた支援を、引き続き行っています。</p>	地域福祉課

番号	要　請　事　項	回　答	課　名
	<p>④ 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断すること。</p>	<p>④ 県では、実施主体である市町村において、国の「生活困窮者自立支援制度の事務処理マニュアル」に基づき、各事業が適切に実施できる体制や支援の質が確保されるよう、必要に応じて助言を行っていきます。</p>	
う (3)	<p>(3) 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応</p> <p>① 生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く市民に知らせ、申請書やパンフレットを福祉事務所や行政の各相談窓口に設置すること。またコロナ禍においては、申請書等をウェブに掲載し、オンライン申請やFAX申請にも対応するなど、運用の緩和を行うこと。</p> <p>② 生活保護の申請に対し行われる扶養照会は、「扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、『扶養義務の履行が期待できない』と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとしている」（2021年2月26日付社会・援護局保護課事務連絡）ことを踏まえ、最大限に柔軟かつ弾力的な運用を行うこと。</p>	<p>① 現在、各市町村福祉事務所においては、ホームページや生活保護のしおりなどを通じて、住民へ生活保護制度の周知が図られているところです。県では、今後も積極的な制度の周知が図られ、また、保護申請の意思のある方に申請書を速やかに手にとってもらえるような環境作りについて、会議等の機会を捉え、各市町村福祉事務所へ働きかけていきます。</p> <p>なお、保護申請に当たっては、国の実施要領に基づき、相談者の置かれている状況を把握したうえで、他の支援策の活用等についての助言を適切に行うとともに、制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認することとしております。</p> <p>県としては、こうした相談者に寄り添った対応を重視しながら、オンライン申請やFAX申請については、市町村福祉事務所の意見も踏まえたうえで、運用の緩和に関する国への要望について検討していきます。</p> <p>② 現在、市町村福祉事務所においては、扶養照会に関して、生活保護申請者から丁寧に聞き取りを行ったうえで、国の判断基準も参考としながら、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者については、直接の照会は行わないなど、適切に実施されているものと考えています。</p> <p>県においては、この取扱いが徹底され、扶養照会が保護申請の妨げとならないよう、引き続き市町村福祉事務所への指導、助言を行ってまいります。</p>	地域福祉課

番号	要　請　事　項	回　答	課　名
5 (4)	<p>(4) 子どもの貧困対策の強化</p> <p>改正子どもの貧困対策法や第二期「子供の貧困対策大綱」を踏まえ、努力義務化された市町村における貧困対策計画の策定を進めるなかで、貧困の実態を把握し数値目標を含む具体的な貧困の削減目標を定めるなどの各種施策を講ずること。特にコロナ禍により、格差・貧困の拡大が想定されるため、支援対策をきめ細かく行うこと。</p>	<p>県では、令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子どもの貧困対策の推進に関する大綱」の趣旨や同年に実施した「島根県子どもの生活に関する実態調査」の結果を踏まえ、令和3年3月に「島根県子どものセーフティネット推進計画」を改定しました。</p> <p>この計画は、令和3年度から7年度までの5カ年計画とし、「発見から保護・支援につなぐ体制の整備」や「子どもの健全な成長に対する支援」など、6項目を基本方針として定めて必要な施策を進めることにより、子どもの貧困に気づき、支え、未来へつなぐためのセーフティネットを広げていくことを目指しています。</p> <p>また、成果目標として、「全市町村での子どもの貧困対策推進計画の策定」と「20箇所の子ども食堂の新規開設」を定めるとともに、被保護世帯の子どもや就学援助を受けている子どもの数のほか、国の大綱に示された指標等を参考にしながら各種施策を推進していくこととしています。</p>	地域福祉課
5 (5)	<p>(5) フードバンク活動への支援について</p> <p>①生活困窮者支援に関する行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策を推進すること。</p> <p>②令和3年2月26日付け「厚労省子ども家庭局家庭福祉課等から各都道府県等担当部局に宛てた事務連絡『孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム』及び子ども食堂等が活用可能な支援施策の周知について」並びに、令和3年4月21日付け関係府省庁申し合せ「国の災害用備蓄食品の有効活用について」で、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から、不用決定を行った国の災害用備蓄食品については、原則フードバンク団体等への</p>	<p>① 今年度、関係部局が連携し、フードバンクしまねの「あつたか元気便」の取組について、しまね社会貢献基金などを活用した支援を行うほか、県内団体のフードバンク活動等についての広報も実施しています。</p> <p>② 基盤強化の支援や財源確保については、国の予算措置状況等を踏まえ、どういったことができるか今後検討してまいります。</p> <p>担当部局については、現在、一元的に担う部署は設けていませんが、テーマごとに都度関係部局が連携して取り組んでまいります。</p>	<p>①環境政策課 地域福祉課</p> <p>②環境政策課 地域福祉課</p>

番号	要　請　事　項	回　答	課　名
	<p>提供に取り組むこととしている等、国によるフードバンクや子ども食堂に対する支援施策を踏まえ、県としても、民間によるフードバンク活動が継続的・安定的に発展できるよう、フードバンク団体の基盤強化（活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材育成など）に向けた支援策を拡充すること。</p> <p>そのため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等も活用し、必要な財源を確保すること。</p> <p>また、フードバンク支援にかかる担当部署を明確化すること。</p>		
6	<p>消費者政策の充実強化</p> <p>(1) 地域における消費者教育の推進</p> <p>島根県は、「消費者教育の推進に関する基本方針」を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を進めること。特に、2022年4月1日から施行される成年年齢の18歳への引き下げについて、情報の周知を図るとともに、若年層への消費者教育の充実・強化を図ること。</p>	<p>県が令和元年度に策定した「第5期消費者基本計画」では、「消費者教育の推進」を基本方針の一つに位置づけ、学校における消費者教育を推進するとともに、地域、家庭、職場等、消費者のライフステージに応じた様々な教育の場を活用した消費者教育を推進することとしています。</p> <p>特に若年者への消費者教育では、令和4年4月の民法の成年年齢引下げを見据え、若年者の消費者被害を未然防止・救済するため、また、自立した消費者の育成のため、県教育委員会と連携し実践的な消費者教育を推進しています。具体的には、地方消費者行政強化交付金を活用し、令和2年度から知事部局に消費者教育コーディネーター1名を配置し、教材開発や教員研修など学校教育との連携を進めるとともに、学校教育現場に弁護士や司法書士等の実務経験者を派遣する「プロフェッショナル出前授業」を実施しています。</p> <p>さらに、成年年齢引下げの影響等について若年者やその家族だけでなく地域社会全体の関心を高めるため、SNS、新聞、ラジオ等を通じて幅広い世代を対象に情報提供しています。</p>	環境生活総務課

番号	要　請　事　項	回　　答	課　名
6 (2)	<p>(2) 消費者と事業者の良好な関係性の促進</p> <p>一部の消費者による事業者への過剰な要求や暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者の良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進めること。</p>	<p>スーパーなどの店舗で消費者が心がけるべき「お買物エチケット」や、消費者側の正当な申出が事業者側にカスタマーハラスメントとならないための「消費者が意見を伝える際のポイント」について消費者庁がまとめていますので、県でも引き続きホームページ等により普及・啓発してまいります。</p>	環境生活総務課